

## 自動車運転業務の時間外・休日労働の上限

自動車運転業務の **2024年（令和6年）4月1日以降に効力が発生** する時間外・休日労働（36協定）の **上限** は下表のとおりです。

原則としてこの範囲で36協定を結ばなければなりません（限度時間）

特別条項を設ける場合でもこれが上限です

	通常の場合		臨時的な特別な事情がある場合	
一定の期間	1か月	1年	1か月	1年
一般の労働者	<b>45時間</b> 以下	<b>360時間</b> 以下	100時間未満かつ 2～6か月を平均して 80時間以下（休日労働を含む） 回数は1年で6回まで	<b>960時間以下</b> （休日労働を除く）
1年単位の変形労働時間制の対象労働者	42時間 以下	320時間 以下		

**自動車運転業務には適用されない**

この時間（または協定で定めた時間）を超えて時間外・休日労働を行わせると **労働基準法違反（罰則あり）** となります。